

## 計画の推進

5-1 推進体制

5-2 計画の進行管理



# 5-1

## 第5章 計画の推進

### 推進体制

#### 1 小平市子ども・若者計画庁内検討委員会

小平市の子ども・若者育成支援施策に関わる課で構成する「小平市子ども・若者計画庁内検討委員会」において、調整及び連携協力を図り、本計画を総合的・体系的に推進します。

#### 2 地域・関係団体等との連携

子ども・若者育成支援施策は、対象範囲・分野が多岐にわたるとともに、困難を抱える子ども・若者の問題は複雑・多様であることから、関係機関をはじめ、民間団体や事業者など多様な主体と連携しながら、施策を推進します。

また、子ども・若者の問題への市民の関心を高め、その成長と自立を地域で応援する本計画の理念の浸透を図ります。

#### 3 国・東京都との連携

本計画に掲げた子ども・若者育成支援施策には、国・東京都の制度に基づくものも少なくありません。子ども・若者育成支援推進法第4条は、市の責務として、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、子ども・若者育成支援施策を策定し、実施することとしており、今後も国及び東京都の動向を注視し、必要な連携を図りながら施策を推進します。

# 5-2

## 第5章 計画の推進

### 計画の進行管理

本計画の適切な進行管理を行うため、「小平市子ども・若者計画庁内検討委員会」において施策の推進状況の確認を行い、その結果を市民に公表するとともに、「小平市青少年問題協議会」に報告し、意見を伺います。



小平市青少年問題協議会



# 資料編

用語解説

子ども・若者育成支援推進法

子どもの貧困対策の推進に関する法律

小平市青少年問題協議会条例

小平市青少年問題協議会 委員名簿

小平市子ども・若者計画庁内検討委員会設置要綱

小平市子ども・若者計画庁内検討委員会 構成課

小平市子ども・若者計画策定経過



# 用語解説

## か行

### 学習支援事業

家庭の経済的な事情により、学習塾などに通えない子どもを対象に、学習の習熟状況及び希望に応じて必要な学習に関する支援、居場所を提供するもの。

### 学校支援ボランティア

子どもたちや学校を支援するために、学校が必要とする教育活動や環境整備、登下校時の見守りなどの活動を行う。

### 教育相談室

幼児、児童・生徒の学習や不登校、集団になじめないなど、子どもの心配な行動についての相談に応じる。

### 国勢調査

統計法に基づき日本に住む全ての人・世帯を対象として5年に一度実施する統計調査。日本の人口や世帯の実態を把握し、行政上の施策への利用等様々な活用がされている。

### こだいら生活相談支援センター

経済的な心配や課題の相談に応じる窓口で、活用できる制度や事業の案内、関係機関への紹介を行う。

### 小平よさこいスクールダンスフェスティバル

市立小学校区のチームを中心に、多世代が参加し交流を図るダンスフェスティバル。大学生などが企画運営に参加することで、地域に若い力の活躍の場を提供している。

### 子ども家庭支援センター

児童虐待など、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じるとともに、子育てに関する情報提供などを行う。

### 子ども食堂

経済的な事情により家庭で十分な食事がとれない子どもや、家庭における共食が難しい子どもなど様々な事情を抱えた子どもやその保護者、地域の人々等に対し、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する地域住民等による取組。

### 子どもの相対的貧困率

17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない子どもの割合。国民生活基礎調査における相対的貧困率は、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合をいい、「貧困線」とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得（所得から所得税、住民税、社会保険料及び固定資産税を差し引いたもの）を世帯員数の平方根で割ったもの）の中央値の半分の額をいう。

### こども110番のいえ

子ども達が地域で危険に遭遇したときや困りごとがあるときに、安心して立ち寄れる民間協力の拠点。

### 子供・若者育成支援推進大綱

子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第8条第1項に基づき、内閣総理大臣を本部長とし、閣僚により構成されている「子ども・若者育成支援推進本部」が決定した、子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針。

## 子ども・若者育成支援推進法

子ども・若者育成支援施策の総合的推進と社会生活を営む上で困難を抱える子ども・若者への支援を行うための地域ネットワークづくりの推進を図ることを目的に、平成 22 年 4 月 1 日に施行された法律。

## さ行

### 児童育成手当

ひとり親家庭等の児童の福祉の増進を図るために 18 歳到達後最初の 3 月 31 日までの児童を養育している人に手当を給付する東京都の制度。

### 児童虐待

保護者（親、または親に代わる養育者）によって 18 歳未満の子どもに加えられる、心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為。

虐待は、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の 4 種類に分類される。

### 児童手当

家庭等における生活の安定と児童の健全育成を目的として 0 歳から中学校卒業までの児童を養育している人に手当を給付する国の制度。

### 児童扶養手当

ひとり親家庭等の児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を図るために、18 歳到達後最初の 3 月 31 日までの児童を養育している人に手当を支給する国の制度。

### 姉妹都市小平町との少年少女交歓交流事業

国際児童年（昭和 54 年）を契機としてはじめた姉妹都市である北海道小平町との交流事業。少年少女が宿泊などの共同活動を通じて、親睦・交流と両市町の理解を深めるとともに、見聞を広め、郷土社会の発展に寄与することを目的とする。

## 就学援助

経済的理由により就学困難な市内在住の公立の小・中学校に在学する児童または生徒を対象に、学用品費等を援助する制度。

### 主任児童委員

児童委員の中から指名された児童に関する専門的知識・経験を有している人で、児童に関する相談・支援を担当し、いじめや子育て不安などの相談に応じて子ども家庭支援センターや児童相談所、学校などと連携を行う。

### 小学校放課後子ども教室

市立小学校において、すべての子どもを対象に、地域の人材を活用した放課後等の安全・安心な居場所を提供する事業。学習、スポーツ、文化・芸術活動や、世代間交流の場となっている。

### スクールカウンセラー

児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する人で、小学校を中心に配置され、児童・生徒へのカウンセリングや教職員・保護者に対する助言・援助を行う。

### スクールソーシャルワーカー

教育・社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する人で、定期的に学校を訪問し、問題を抱えた児童・生徒に対してその児童・生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築等の支援を行う。

### 生活困窮者自立支援制度

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、自立の促進のため、個々の状況に応じて相談や就労に向けた訓練、子どもの学習支援などの支援を行う制度。



## 生活保護

資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する人に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度。

保護率（生活保護世帯率、‰（パーミル）、人口千対）は「被保護実人員（1か月平均）」÷「各年10月1日現在の人口（総人口）」×1,000で算出。

## 青少年委員

青少年の健やかな成長を願う有志の活動者として、小平市の青少年教育への協力や、地域の青少年活動の支援などを行う。

## 青少年対策地区委員会

青少年の健やかな成長を願って活動する地域住民による行政協力団体。小平市では、小学校通学区域（19校）を地区単位として設置されている。

## 青少年問題協議会

地方青少年問題協議会法に基づき、市長の附属機関として設置され、青少年に関する総合的施策について調査審議するとともに、関係行政機関相互の連絡調整を行う。

## 青少年リーダー養成講座

青少年が地域活動に進んで参加するための資質や技術を育成し、修了者が青少年のリーダーとして活躍できる素養を身に付ける講座。

## た行

### 多摩六都ヤング・ダンスフェスティバル

多摩北部都市広域行政圏域（小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市）を対象とした高校生による高校生のためのダンスフェスティバル。

## 中学校放課後学習教室

市立中学校において、すべての生徒を対象に、地域の人材を活用した放課後等の学習支援を行う事業。各学校のニーズに応じた取組が行われている。

## ティーンズ相談室

市内在住の中学1年生から19歳までの人を対象に、人間関係や進路など、生活上困っていることや悩んでいることについて、電話・メール・面談で相談に応じるとともに、必要に応じて関係機関への同行支援等を行う。

## 東京しごとセンター

東京都内での雇用・就業を支援するために東京都が設置した、仕事に関する相談やセミナー、能力開発、求人職業紹介などを行う機関。

## な行

### ニート（若年無業者）

15歳から34歳までの非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。ニートとは、Not in Education、Employment or Trainingを略したものの。

## は行

### ハローワーク

求人情報の紹介や求職者からの相談、事業主への人材の紹介、雇用保険事務手続き等を行う機関。

### ひきこもり

様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよ

い)を指す現象概念。

### ひとり親世帯

国勢調査では、未婚、死別又は離別の女親または男親と、その未婚の20歳未満の子どもの一般世帯をいう。

### 不登校

年度間に連続または断続して30日以上欠席した児童・生徒で、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないまたはしたくともできない状況にある人。(ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く。)

### フリーター

厚生労働省では、15歳から34歳までの学生・主婦を除く若者のうち、「アルバイト」や「パート」で就業し、継続就業年数が1年から5年未満までの男性や、未婚で仕事を主にしている女性、現在無職で家事も通学もしておらず「アルバイト・パート」の仕事を希望する人。

### 防災・防犯緊急情報メールマガジン

災害の発生した緊急時や犯罪発生時などに、市からメールマガジンで防災・防犯緊急情報の配信を行う。

## ま行

### 民生委員児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において住民の相談に応じたり、必要な援助を行ったりするなど、社会福祉の増進に努める役割を担っており、「児童委員」を兼ねる。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援

等を行う。

## や行

### 養護相談

父または母など保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、虐待を受けた子ども、親権を喪失した親の子、後見人を持たない児童など環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。

### 要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づき設置され、虐待を受けている児童をはじめとする保護や支援を必要とする児童等の適切な保護を図るため、関係機関が情報交換や協議を行う。

## アルファベット

### DV

「ドメスティック・バイオレンス (domestic violence)」の略称。配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力。身体的なもの、精神的なもの、性的なもの、経済的なものなど様々な形態が存在し、何種類かの暴力が重なって起こっていることが多くある。

# 子ども・若者育成支援推進法

平成二十一年七月八日 法律第七十一号

第一章	総則（第一条—第六条）
第二章	子ども・若者育成支援施策（第七条—第十四条）
第三章	子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援（第十五条—第二十五条）
第四章	子ども・若者育成支援推進本部（第二十六条—第三十三条）
第五章	罰則（第三十四条）
	附則

## 第一章 総則

### （目的）

**第一条** この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

### （基本理念）

**第二条** 子ども・若者育成支援は、次に掲げる

事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
- 四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
- 五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。
- 六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。
- 七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

### （国の責務）

**第三条** 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### （地方公共団体の責務）

**第四条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### （法制上の措置等）

**第五条** 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

### （年次報告）

**第六条** 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

## 第二章 子ども・若者育成支援施策

### （子ども・若者育成支援施策の基本）

**第七条** 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

### （子ども・若者育成支援推進大綱）

**第八条** 子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱（以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。）を作成しなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針

二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項

イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項

ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項

ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項

ニ イからハマまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項

三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項

五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項

六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

3 子ども・若者育成支援推進本部は、第一項の規定により子ども・若者育成支援推進大綱を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

### （都道府県子ども・若者計画等）

**第九条** 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内に

おける子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

- 2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

#### （国民の理解の増進等）

**第十条** 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

#### （社会環境の整備）

**第十一条** 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### （意見の反映）

**第十二条** 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

#### （子ども・若者総合相談センター）

**第十三条** 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

#### （地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

**第十四条** 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

#### （関係機関等による支援）

**第十五条** 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの（以下「関係機関等」という。）は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する次に掲げる支援（以下この章において単に「支援」という。）を行うよう努めるものとする。

- 一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
- 二 医療及び療養を受けることを助けること。

- 三 生活環境を改善すること。
  - 四 修学又は就業を助けること。
  - 五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。
  - 六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。
- 2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

#### (関係機関等の責務)

**第十六条** 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

- 一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。
- 二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。
- 三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

#### (調査研究の推進)

**第十七条** 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

#### (人材の養成等)

**第十八条** 国及び地方公共団体は、支援が適切

に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

#### (子ども・若者支援地域協議会)

**第十九条** 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

#### (協議会の事務等)

**第二十条** 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

- 2 協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。
- 3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等（構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。）に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

#### (子ども・若者支援調整機関)

**第二十一条** 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として指定することができる。

2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

#### (子ども・若者指定支援機関)

**第二十二条** 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等（調整機関を含む。）のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関（以下「指定支援機関」という。）として指定することができる。

2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

#### (指定支援機関への援助等)

**第二十三条** 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体（協議会を設置していない地方公共団体を含む。）に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

#### (秘密保持義務)

**第二十四条** 協議会の事務（調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### (協議会の定める事項)

**第二十五条** 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

### 第四章 子ども・若者育成支援推進本部

#### (設置)

**第二十六条** 内閣府に、特別の機関として、子ども・若者育成支援推進本部（以下「本部」という。）を置く。

#### (所掌事務等)

**第二十七条** 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 子ども・若者育成支援推進大綱を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援に関する重要な事項について審議すること。

三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務

2 本部は、前項第一号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体又は協議会の意見を聴くものとする。

#### (組織)

**第二十八条** 本部は、子ども・若者育成支援推進本部長、子ども・若者育成支援推進副本部長及び子ども・若者育成支援推進本部員をもって組織する。

**(子ども・若者育成支援推進本部長)**

**第二十九条** 本部長は、子ども・若者育成支援推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

**(子ども・若者育成支援推進副本部長)**

**第三十条** 本部に、子ども・若者育成支援推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第二十五号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

**(子ども・若者育成支援推進本部員)**

**第三十一条** 本部に、子ども・若者育成支援推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 国家公安委員会委員長
- 二 総務大臣
- 三 法務大臣
- 四 文部科学大臣
- 五 厚生労働大臣
- 六 経済産業大臣
- 七 前各号に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

**(資料提出の要求等)**

**第三十二条** 本部長は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部長は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

**(政令への委任)**

**第三十三条** 第二十六条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

**第五章 罰則**

**第三十四条** 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

**附 則 抄**

**(施行期日)**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二十一年政令第二八〇号で平成二十二年四月一日から施行）

**(検討)**

**第二条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。



# 子どもの貧困対策の推進に関する法律

平成二十五年六月二十六日 法律第六十四号

## 目次

- 第一章 総則（第一条—第七条）
- 第二章 基本的施策（第八条—第十四条）
- 第三章 子どもの貧困対策会議（第十五条・第十六条）
- 附則

## 第一章 総則

### （目的）

**第一条** この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

### （基本理念）

**第二条** 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

### （国の責務）

**第三条** 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する

責務を有する。

### （地方公共団体の責務）

**第四条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### （国民の責務）

**第五条** 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

### （法制上の措置等）

**第六条** 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

### （子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表）

**第七条** 政府は、毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。

## 第二章 基本的施策

### （子どもの貧困対策に関する大綱）

**第八条** 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針
- 二 子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困

に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、大綱の変更について準用する。

6 第二項第二号の「子どもの貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」の定義は、政令で定める。

#### （都道府県子どもの貧困対策計画）

**第九条** 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項において「計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 都道府県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### （教育の支援）

**第十条** 国及び地方公共団体は、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

#### （生活の支援）

**第十一条** 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

#### （保護者に対する就労の支援）

**第十二条** 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

#### （経済的支援）

**第十三条** 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

#### （調査研究）

**第十四条** 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 第三章 子どもの貧困対策会議

#### （設置及び所掌事務等）

**第十五条** 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの貧困対策の実施を推進すること。

3 文部科学大臣は、会議が前項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち文部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

4 厚生労働大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

- 5 内閣総理大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、第八条第二項各号に掲げる事項のうち前二項に規定するもの以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

#### **(組織等)**

**第十六条** 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。
- 3 委員は、会長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

### **附 則 抄**

#### **(施行期日)**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二六年政令第四号で平成二六年一月一七日から施行)

#### **(検討)**

**第二条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

# 小平市青少年問題協議会条例

昭和36年条例第7号

## (設置)

**第1条** 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づき、市長の附属機関として小平市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

## (組織)

**第2条** 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員17人以内をもって組織する。

- (1) 市民 7人以内
- (2) 青少年に関係する団体を代表する者 5人以内
- (3) 学校教育の関係者 2人以内
- (4) 学識経験のある者 1人
- (5) 関係行政機関の職員 2人以内

## (委員の任期)

**第3条** 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

## (会長及び副会長)

**第4条** 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

**第5条** 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、協議会を開き、議決することができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## (意見の聴取等)

**第6条** 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

## (庶務)

**第7条** 協議会の庶務は、子ども家庭部において処理する。

## (委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附則（昭和36年3月23日・昭和36年条例第7号）

この条例は、昭和36年4月1日から施行する。

## 附則（平成元年3月27日・昭和63年条例第25号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

## 附則（平成12年3月28日・平成12年条例第10号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

## 附則（平成26年12月25日・平成26年条例第28号）

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

（小平市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 小平市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第9号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

## 附則（平成28年12月21日・平成28年条例第22号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第6条から第8条までの改正規定は、公布の日から施行する。

## 小平市青少年問題協議会 委員名簿

任期:平成28年4月1日～平成29年3月31日

任期:平成29年4月1日～平成31年3月31日

役 職	氏 名	所 属 等	氏 名	所 属 等
会 長	若林 彰	帝京大学教育学部初等教育学科教授	若林 彰	帝京大学教育学部初等教育学科教授
副 会 長	緑川 多喜男	小平市青少年対策地区委員会代表者協議会 会長	井上 昭子	小平市青少年対策地区委員会代表者協議会 会長
委 員	小川 正	東京都多摩小平保健所生活環境安全課長	磯貝 京子	市 民
委 員	鏑木 美知子	小平市民生委員児童委員協議会(主任児童委員)	鏑木 美知子	小平市民生委員児童委員協議会(主任児童委員)
委 員	菅野 成美	市 民	亀田 菜月	市 民
委 員	木下 佳祐	市 民	久下 幸廣	北多摩北地区保護司会小平分区 分区長
委 員	小寺 浩子	小平市青少年委員会会長	栗林 昭彦	小平市立小平第一中学校校長
委 員	清水 秀人	警視庁小平警察署生活安全課長	小寺 浩子	小平市青少年委員会会長
委 員	鈴木 美砂	小平市立小学校PTA連合会理事長	清水 秀人	警視庁小平警察署生活安全課長
委 員	田口 正治	東京都小平児童相談所所長	菅田 弘之	東京都小平児童相談所所長
委 員	西 俊幸	小平市立小平第九小学校校長	高野 学	都立小平西高等学校校長
委 員	藤井 みどり	小平市立中学校PTA連合会会長	高橋 雅子	市 民
委 員	星野 実	小平市立小平第二中学校校長	武島 ゆう子	市 民
委 員	宮崎 照夫	北多摩北地区保護司会小平分区 分区長	田中 美乃里	市 民
委 員	宮野 聡	都立小平高等学校校長	野口 重光	社会福祉法人東京サレジオ学園園長
委 員	森 果南子	市 民	村田 明美	市 民
委 員			若林 直司	市 民

(敬称略)

# 小平市子ども・若者計画庁内検討委員会設置要綱

平成28年4月21日 制定

## (設置)

**第1条** 小平市子ども・若者計画（以下「計画」という。）の策定及び推進について検討を行うために、小平市子ども・若者計画庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (検討事項)

**第2条** 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 計画の策定及び推進に関すること。
- (2) その他計画の策定及び推進に必要な事項に関すること。

## (構成)

**第3条** 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

## (委員長及び副委員長)

**第4条** 委員会に委員長及び副委員長を置き、別表に掲げる者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (招集等)

**第5条** 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

## (検討部会)

**第6条** 委員会の検討事項について調査及び研究を行い、事務の円滑な推進を図るため、委員会に検討部会（以下「部会」という。）を

置くことができる。

- 2 部会の構成員は、委員長が別に定める。
- 3 部会に、委員長が構成員のうちから指名する部会長を置く。
- 4 部会長は、会議を総理し、部会の議長となる。
- 5 部会に、その必要に応じて、委員長が構成員のうちから指名する副部会長を置くことができる。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 部会は、部会長が招集する。
- 8 部会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

## (報告)

**第7条** 部会長は、部会の検討等の結果を委員会に報告しなければならない。

## (庶務)

**第8条** 委員会及び部会の庶務は、子ども家庭部子育て支援課が処理する。

## (その他)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## (施行期日)

この要綱は、平成28年4月21日から施行する。

## 小平市子ども・若者計画庁内検討委員会 構成課

役 職	職 務 名
委 員 長	子ども家庭部長
副 委 員 長	子ども家庭部 家庭支援担当課長
委 員	企画政策部 政策課長
委 員	総務部 地域安全課長
委 員	市民部 市民相談課長
委 員	地域振興部 市民協働・男女参画推進課長
委 員	地域振興部 産業振興課長
委 員	地域振興部 文化スポーツ課長
委 員	子ども家庭部 子育て支援課長
委 員	子ども家庭部 保育課長
委 員	健康福祉部 生活支援課長
委 員	健康福祉部 障がい者支援課長
委 員	健康福祉部 健康推進課長
委 員	環境部 環境政策課長
委 員	環境部 水と緑と公園課長
委 員	教育部 学務課長
委 員	教育部 指導課長
委 員	教育部 地域学習支援課長
委 員	教育部 中央公民館長
委 員	教育部 中央図書館長

( 8 部19課)

# 小平市子ども・若者計画策定経過

## 1 小平市青少年問題協議会における審議経過

### (1) 平成28年度

開催日	内 容
平成28年6月27日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画策定の基本方針について</li> <li>・子ども・若者を取り巻く状況等について</li> </ul>
平成28年8月26日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小平市子ども・若者の意識・実態調査の調査概要について</li> <li>・平成28年度の青少年に関する主な事業の概要について</li> </ul>
平成28年10月24日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次小平市青少年育成プランの平成27年度推進状況</li> <li>・小平市子ども・若者の意識・実態調査の調査票(案)について</li> </ul>
平成29年3月23日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小平市子ども・若者の意識・実態調査結果について</li> </ul>

### (2) 平成29年度

開催日	内 容
平成29年4月19日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小平市青少年問題協議会の概要について</li> <li>・小平市子ども・若者計画策定の基本方針について</li> <li>・小平市子ども・若者の意識・実態調査の結果について</li> </ul>
平成29年6月28日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小平市子ども・若者計画の骨子案(構成案)について</li> <li>・統計・調査から見える子ども・若者の現状について</li> </ul>
平成29年8月25日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・若者計画における現状分析と主な課題について</li> <li>・子ども・若者計画の体系案について</li> <li>・子ども・若者計画の基本理念と視点について (フリートーキング)</li> </ul>
平成29年11月8日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次小平市青少年育成プランの平成28年度推進状況について</li> <li>・小平市子ども・若者計画の素案について</li> </ul>
平成30年2月6日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民意見公募手続の実施結果について</li> <li>・小平市子ども・若者計画(案)について</li> </ul>



## 2 小平市子ども・若者計画庁内検討委員会における検討経過

### (1) 平成28年度

開催日	内 容
平成28年5月16日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁内検討委員会について</li> <li>・ 計画策定の基本方針について</li> <li>・ 庁内検討部会について</li> </ul>
平成28年8月9日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小平市子ども・若者の意識・実態調査の調査概要について</li> </ul>
平成28年10月6日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小平市子ども・若者の意識・実態調査の調査票(案)について</li> </ul>
平成29年2月17日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小平市子ども・若者の意識・実態調査の結果について</li> </ul>

### (2) 平成29年度

開催日	内 容
平成29年6月16日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統計・調査から見える子ども・若者の現状について</li> <li>・ 子ども・若者計画の骨子案(構成案)について</li> </ul>
平成29年8月2日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状分析と主な課題について</li> <li>・ 子ども・若者計画体系(案)について</li> </ul>
平成29年10月13日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども・若者計画の素案について</li> </ul>
平成30年1月15日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民意見公募手続の実施結果について</li> <li>・ 小平市子ども・若者計画(案)について</li> </ul>

## 3 計画素案に対する市民意見公募手続の実施状況

実施期間	平成29年11月20日(月)～12月19日(火)
閲覧場所	市役所1階市政資料コーナー、市役所2階子育て支援課、東部・西部出張所、児童館、ティーンズ相談室、市ホームページ
提出の方法	持参(市役所2階子育て支援課)、送付、市ホームページ、電子メール、ファクシミリ

